DISCLOSURE KITASHIN 2009

【きたしんディスクロージャー】

北郡信用組合

本店全景

目　次

経営理念 …… 1
ごあいさつ …… 2
基本方針 …… 2
事業方針 …… 2
経営環境・事業概況 …… 2
業績の推移 …… 3
経営の健全状況 …… 3
事業の組織 …… 4
役員一覧 …… 4
総代会 …… 5
コンプライアンス（法令等遵守）態勢 …… 6
金融商品に係る勧誘方針 …… 6
リスク管理態勢 …… 6
地域に貢献する当組合の経営姿勢 …… 7
地域密着型金融の取組みについて …… 8
主な融資商品のご案内 …… 9
保険募集指針 …… 9
当組合の取扱い保険商品一覧 …… 9
キャッシュカードの安全対策 …… 10
利益相反管理態勢 …… 10
個人情報保護宣言 …… 10
当組合のあゆみ …… 11
主な事業の内容 …… 11
トピックス …… 11
資料編 …… 12
地区一覧・店舗一覧 …… 29
索引 …… 30

経営理念

奉　仕　私達一人ひとりが、お客様の立場に立ち、常にお客様の発展につながる、真心をいだき奉仕します。

信　頼　私達は、お客様とのゆるぎない信頼関係を築きます。

健　全　私達は、地域に根ざした金融機関として、健全な経営体質を作ります。

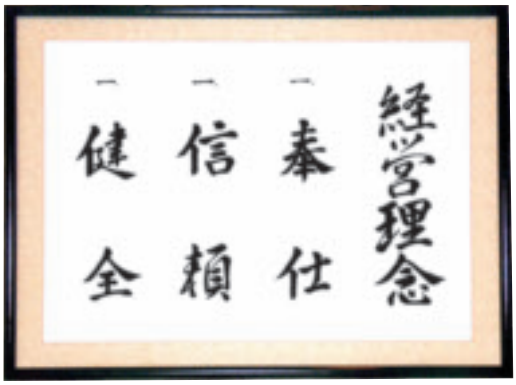

北郡信用組合の概要

■名　　称	北郡信用組合
■本店所在地	山形県村山市楯岡晦日町1番8号
■創　　立	昭和27年10月7日
■出 資 金	882百万円
■組 合 員	18,731名
■店 舗 数	10店舗
■預　　金	83,426百万円
■貸 出 金	44,395百万円

平成21年3月末現在

ごあいさつ

皆様には日頃より格別のご愛顧を賜わり厚くお礼を申し上げます。

当組合は、「奉仕」「信頼」「健全」を経営理念として掲げ、地域の皆様とのふれあいを大切に、共に豊かな暮らしづくりを目指し、常にお客様との「つながり」を通じて地域社会の発展に貢献できますよう努めております。

ここに、平成２０年度の当組合の経営方針や経営内容などについて、「きたしんディスクロージャー誌２００９」を作成いたしました。ご高覧いただき、私ども「きたしん」を深くご理解いただくうえでご参考にしていただければ幸いです。

平成２１年度は、「安定収益の確立」「人材育成」「地域事業者への積極的金融支援」「地域貢献の実践」を重要課題として取り組み、地域社会の発展に貢献してまいります。

皆様には、今後とも一層のご支援とご指導を賜わりますようお願い申し上げます。

平成２１年７月

北郡信用組合

理事長　西塚　一彦

基本方針

地域の皆様とのふれあいを大切に、金融・相談・情報サービスを通じて、共に豊かな暮らしづくりを目指して、地域社会の発展に貢献します。

事業方針

地域のお客様との「つながり」を大切に、地域経済の向上に努めてまいります。

○安定収益の確立

・本来の業務である預金・貸出金の推進に努めます。
・経費の削減、自己資本の増加および資産の健全化に努めます。

○人材育成

・法令等遵守（コンプライアンス）の徹底を図り、信頼される人材を育成します。
・顧客保護等への意識徹底を図ります。
・研修体制の充実に努めます。

○地域事業者への積極的金融支援

・ご融資による適切な資金の提供や相談業務の充実により、地域事業者の方への金融支援を図ります。
・地域力連携拠点事業により、事業者の方に対する経営支援を図ります。

○地域貢献の実践

・お客様との「つながり」をさらに強化して、お客様とともに発展し地域に貢献します。
・地域社会の行事等への積極的な関わりに努めます。

平成２０年度　経営環境・事業概況

平成２０年度の国内経済は、１０月以降の米欧金融危機の波及で世界同時不況に陥り、自動車産業・IT産業などを中心に輸出の減少や、株価の急落、円高の加速が相まって企業の業績は著しく後退し、景気は急速に悪化いたしました。

県内経済も、このようなことから操業短縮・減産が已む無きに至り、雇用の悪化や所得の減少などから消費意欲の低下が顕著に見られる厳しい経済環境でありました。

このような厳しい経済環境ではありましたが、組合員の皆様方のご支援をいただきながら、役職員が一丸となって業績向上に努めてまいりました。

その結果、当期の実績は次のようになりました。

預金につきましては、定期性預金を中心に推進を図りましたところ、前期比１．６５％、金額１，３５８百万円増加し、期末残高では８３，４２６百万円となりました。

貸出金につきましては、お客様の金融の担い手として、緊急保証制度融資を柱に取引拡大に取り組みました結果、前期比１．６８％、金額７３３百万円増加し、期末残高４４，３９５百万円となりました。

なお、金融再生法に基づく不良債権比率は、前期比２．６５ポイント低下し、１１．９７％となりました。

組合員につきましては、前期比１４２人増加し、１８，７３１人となりました。出資金は４百万円増加し、８８２百万円となりました。

損益状況につきましては、業務純益は２７４百万円となりましたが、株価下落による減損処理と、不稼働資産の処理を行ったこと等により、経常利益は△１０６百万円となり、３９百万円の当期純損失となりました。

また、健全経営の重要な目安となります自己資本比率は、前期比０．４２ポイント上昇し１０．６２％となり、良好な水準と考えております。

業績の推移

預金・貸出金の残高

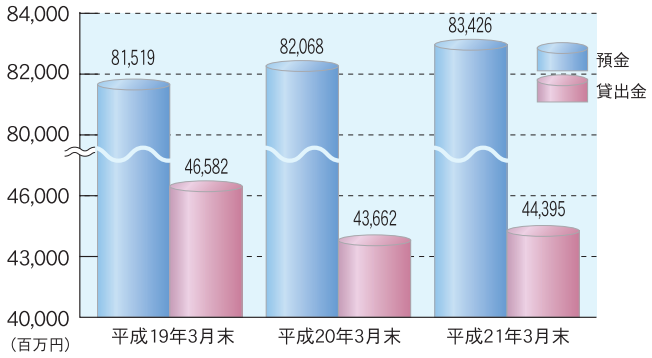

経常利益

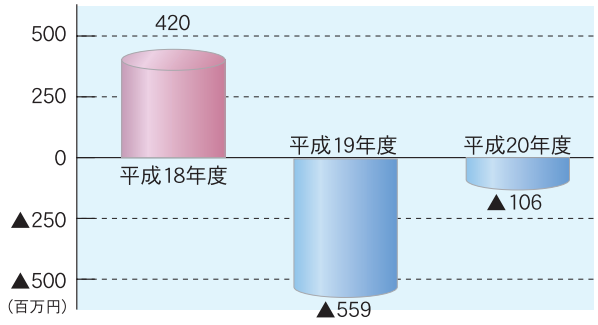

当期純利益

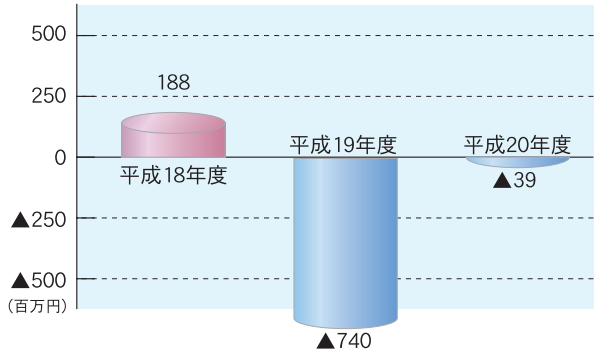

経営の健全状況

自己資本比率の推移

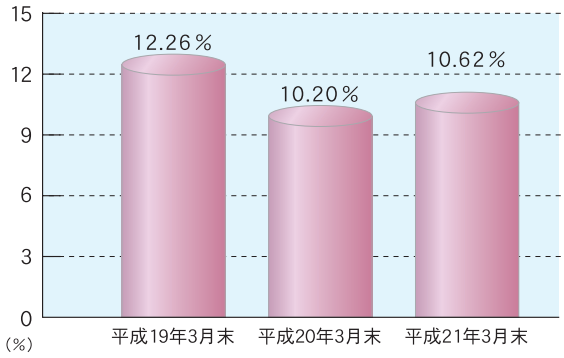

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況（正常債権除く）

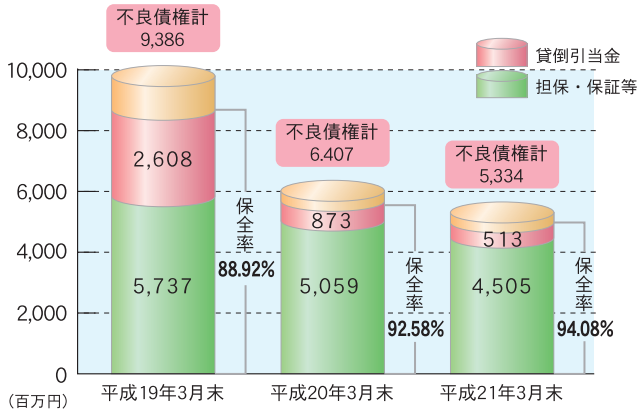

主要な経営指標の推移

（単位：千円）

区　分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経常収益	1,757,178	1,795,349	2,013,349	2,033,812	1,913,647
経常利益	184,171	520,011	420,150	△559,202	△106,020
当期純利益	64,844	356,775	188,713	△740,139	△39,934
預金積金残高	81,479,589	81,620,892	81,519,315	82,068,370	83,426,715
貸出金残高	48,473,331	45,853,833	46,582,422	43,662,125	44,395,874
有価証券残高	11,167,120	11,336,972	9,673,877	9,268,273	8,210,049
総資産額	86,397,942	87,948,026	86,904,577	86,514,218	88,474,067
純資産額	4,414,441	4,766,382	4,875,217	3,974,421	3,924,798
自己資本比率(単体)	10.77 %	11.56 %	12.26 %	10.20 %	10.62 %
出資総額	857,112	841,080	872,322	877,295	882,126
出資総口数	8,571,120 口	8,410,801 口	8,723,221 口	8,772,951 口	8,821,261 口
出資に対する配当金	17,069	25,370	25,146	26,216	17,490
職員数	141 人	138 人	128 人	129 人	139 人

（注）残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

事業の組織

平成21年6月25日現在

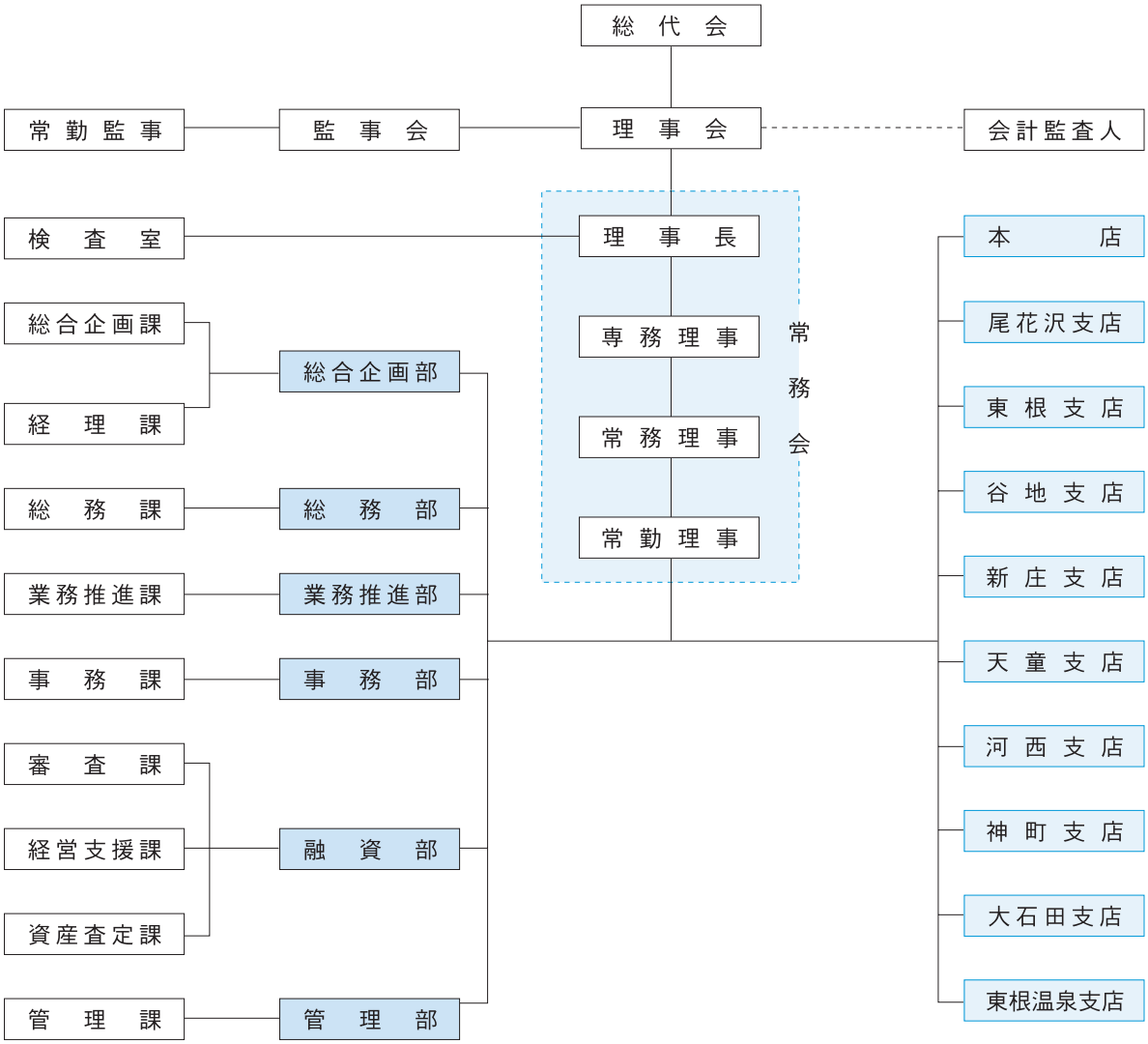

役員一覧

平成21年6月25日現在

理事長	西塚 一彦
専務理事	伊豆倉 良信
常務理事	大場 成彦
常勤理事	冨樫 隆一
常勤理事	今田 正志
理事会長	後藤 義弘
理事	岡田 誠
理事	加藤 昌宏
理事	戸田 栄一
理事	早坂 幸久
常勤監事	清水 友三
監事	佐藤 恒雄
員外監事	井上 幸夫

伊豆倉 専務理事　西塚 理事長　大場 常務理事
清水 常勤監事　冨樫 常勤理事　今田 常勤理事

職員数・組合員数

区分		平成20年3月31日現在	平成21年3月31日現在
職員数		129 名	139 名
組合員数		18,589 名	18,731 名
	法人	978 社	989 社
	個人	17,611 名	17,742 名

総代会

総代会風景

当組合の総代会制度

○総代会制度について

組合員は出資口数に関係なく、１人１票の議決権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし、当組合の組合員数は大変多く総会の開催は事実上不可能です。

当組合では、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、法令並びに定款の定めに基づいて総会に代わる総代会制度を採用しております。

○総代の選出方法

(1)総代の任期と定数

・総代の任期は3年です。

・総代の定数は定款により100名以上130名以内に定められており、平成21年6月30日現在の総代数は120名です。
なお、平成21年3月31日現在の組合員数は18,731名です。

(2)総代の選任方法

・組合員数に応じて地区毎に定数を定め、組合員の中から選挙により公平に選出されております。

第57期通常総代会のご報告

平成21年6月25日当組合本店４階会議室において第57期通常総代会が開催され、次のとおり報告事項がなされ、決議事項については原案通り可決されました。

■報告事項

第57期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告並びに貸借対照表、損益計算書報告の件

■決議事項

第1号議案　第57期剰余金処分案承認の件

第2号議案　第58期事業計画案並びに収支予算案承認の件

第3号議案　定款の一部変更の件

第4号議案　組合員の法定脱退の件

第5号議案　理事・監事任期満了に伴う改選の件

第6号議案　退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

総代との懇談会

当組合では、平成15年度から地区毎に総代の方々との懇談会を開催しておりますが、今年度も12月18日、22日、25日の3日間にそれぞれの地区毎にお集まりをいただき、経営状況等の説明を行うとともに、総代の皆様から貴重なご意見をいただき有意義な懇談会となっております。

総代との懇談会風景

総代選挙区および総代一覧　（敬称略、順不同）

（　）内は平成21年6月末現在です。

選挙区	定数	総代氏名					
村山地区 （本店） （河西支店）	28名 (25名)	菅井　亨	川田誠三	氏井隆夫	岩月往男	佐々木繁士	竹川英一
		榊　直徳	佐藤恒雄	大泉洋一	戸田紘義	高梨正剛	梅津　弘
		松岡茂暎	大木利二郎	鈴木健治	柴田平八郎	竹川昭男	高木辰五郎
		井澤源太郎	茨木久弥	高橋幸一	菅井清剛	芦野松雄	芦野又三
		芦野　實					
尾花沢・大石田地区 （尾花沢支店） （大石田支店）	25名 (22名)	大類一男	佐藤政弘	加藤正治	鈴木喜左夫	長谷川東洋	渡会邦夫
		大類伸一	大類　登	奥山稔一	西塚義治	小関吉左衛門	石山新一
		戸津宣夫	菅原明夫	工藤正廣	斉藤惣一	笹原賢治	井上　正
		戸田栄一	木内昇太郎	寺崎勝美	佐々木正美		
東根地区 （東根支店） （神町支店） （東根温泉支店）	28名 (27名)	奥山　弘	武田武丸	菅原孝太郎	奥山昭一	斎藤功初	本間　勝
		管　繁利	滝口俊一	天野禎二	相澤恒夫	辻村貞雄	菊地英士
		飛川和雄	奥山栄悦	佐伯信一	石山政之輔	寒河江尚	武田次郎
		滝口義一	関　広雄	岡田　誠	清野五郎	小野泰義	土田善幸
		村上信一	坪沼孝一	山田貫一			
河北地区 （谷地支店）	16名 (15名)	加藤誠三	竹屋俊文	堀米繁治	高橋栄吉	草苅　繁	大場金義
		清野黄一郎	真石邦昭	和田源吾	鈴木孝治	庄司孝男	鈴木正寛
		宮地真司	長谷川禎吉	斉藤義二			
新庄・最上地区 （新庄支店）	19名 (18名)	早坂幸久	須田光一	加藤幸雄	高橋健司	青木利美	伊東洋一
		涌井弥瓶	後藤信而	遠藤安彦	田中國明	高橋善明	高橋秀幸
		叶内章二	奥山新一郎	江口清治	小林光悦	伊藤喜一	峯田洋一
天童地区 （天童支店）	14名 (13名)	並木　弘	黒田寿雄	滝口貞治	森谷　正	居鶴弥次郎	笹原武雄
		小座間善作	須藤芳男	佐藤文昭	植野　仁	奥山新太郎	東海林松男
		加藤昌宏					

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

当組合は、地域金融機関として公共性を果たすべき社会的使命を正しく認識するとともに、高い倫理観を持ちルールを守ることを当然の責務として、地域社会に信頼されるため努めていかなくてはなりません。

そのための具体的な取組みとして、コンプライアンスのあり方を示した「北郡信用組合行動綱領」および「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、会議・研修を通して全役職員のコンプライアンスに対する意識の高揚を図っております。

また、コンプライアンスの実現を目指し、本部・営業店にコンプライアンス責任者およびコンプライアンス担当者を配置し、統括部署を総合企画課に置き「コンプライアンス・プログラム」を策定して、計画の実行に取組むとともに態勢の整備、強化にも取組んでおります。

◎北郡信用組合行動綱領

1. 信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図る。
2. 地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮したきめ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行う。
4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
5. 職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
7. 信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会と共に歩む「よき市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組む。
8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯やご迷惑がかかるような場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する店内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

■ 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点などがございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

リスク管理態勢

○統合的リスク管理方針

1. 統合的リスク管理の目的

統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的とするものです。

2. 理事及び理事会

(1)理事長は、当組合の統合的リスク管理を統括して、統合的リスク管理に係る基本的事項及び必要事項を組合内に周知します。

(2)理事会は、統合的リスク管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定める統合的リスク管理規程を策定するとともに、統合的リスク管理に関する重要事項を審議して、統合的リスク管理態勢を構築・推進します。

(3)統合的リスク管理担当理事は、理事会の議決に基づき、統合的リスク管理統括部署に対する指揮・命令を通じて、当組合の統合的リスク管理態勢を整備及び充実・強化にあたります。

3. 統合的リスク管理統括部

(1)統合的リスク管理統括部署(以下「統括部署」という。)は総合企画部とします。

(2)統括部署は、各リスクの管理所管部署と連携して、当組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括して、統合的リスク管理態勢の充実・ 強化にあたります。

(3)統括部署は、統合的リスク管理のため、関係各部署より必要な情報収集をするとともに、各リスクの管理所管部署に対して必要な指示をします。

4. 各リスク管理所管部

管理対象各種リスクについては次の区分に従い、それぞれの管理規程の策定等を通じて管理するものとし、リスク区分に応じて、次のように各リスクの管理所管部を定めます。

① 信用リスク	融資部	② 市場リスク	総合企画部
③ 流動性リスク	総合企画部		
④ オペレーショナルリスク			
・事務リスク	事務部	・法務リスク	総合企画部
・システムリスク	事務部	・風評リスク	総合企画部

5. リスクへの対応及び管理体制

資産・負債を統合管理することを目的としたALM委員会にてその管理状況を確認し、また対応策等を協議します。協議の内容は理事長に報告するものとします。決議を必要とする事項については、常務会で検討し決定するものとします。

6. リスク限度枠の設定

当組合の各種リスクが顕在化した場合における損失額、資産・負債の額、収益計画等を踏まえて、経営の健全性確保のため、リスク限度枠を設定します。

7. 統合的リスクの評価、削減等

(1)各種リスクのモニタリングは、管理所管部署がそれぞれのリスク管理規程に基づき、日常業務として行ないます。

(2)統括部署は、各リスクの管理所管部署でモニタリングしている以外の統合的リスク管理上必要なリスク量について、継続的に把握・評価するものとします。

(3)統括部署は、上記のリスク評価に基づき、リスク量が過大となった場合に、ALM委員会で協議のうえ削減方策等を策定して、常務会の承認を得て、これを実行します。

(4)統括部署は、上記リスク削減方策の実施状況等を定期的にモニタリングして統合的リスク管理担当理事に報告します。

(5)統括部署は、リスク管理態勢上の問題点については適時、適切に統合的リスク管理担当理事に報告し、統合リスク管理担当理事は、これを常務会・理事会に報告します。

8. 検査

統合的リスク管理態勢については、定期的に又は必要に応じて随時、検査室による内部検査を実施します。

9. 新規商品等

各担当部署が新規商品・新規業務を取り扱おうとする場合は、事前に各担当部署が新規商品・新規業務に係るリスク発生見込み等を統括部署に報告し、統括部署は各リスクの管理担当部署から意見を聴取して、既往商品・既往業務に適用されるリスク管理が適用可能か否かを十分検討して、その検討結果について統合的リスク管理担当理事に報告のうえ、理事長の承認を得るものとします。

研修風景

地域に貢献する当組合の経営姿勢

当組合は、村山市、尾花沢市、東根市、新庄市、天童市、河北町、大石田町の５市２町に店舗を配置し、地元の中小事業者や勤労者･お住まいの方々が組合員となって、お互いに助け合い、ともに発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

組合員、お客様一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、つねにお客様の事業の繁栄や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでまいります。

○社会的な取組み

◆清掃活動

毎年、地域貢献活動の一つとして、全役職員が参加して本支店周辺のゴミ拾いや草取り作業の清掃活動を行っております。「しんくみの日週間」にあわせ９月１日から５日までの間に実施しました。

◆献血運動への参加

９月３日、当組合の本店駐車場で行われた献血車による献血事業に２２名の職員が参加しました。

◆きたしん会

きたしん会は、お取引先との親睦や情報交換などを目的として、営業店単位で様々な事業を行っているお客様を中心とした会で、現在は1,000名を越す会員を有しています。

主な事業としては、研修旅行、芋煮会、グラウンドゴルフ、ビアパーティーなどですが、総会時には地元の有識者をお招きをして講演会等も行っております。

◆「美しい山形 もがみ川フォーラム」への協力

当組合の地域には、日本三大急流の最上川が流れております。今年も、美しい最上川を守る会員加入の申込受付を行うなどで山形県地域づくり運動に協力参加をしております。

○文化的な取組み

◆しんくみ市民講座

当組合では恒例となりました「しんくみ市民講座」を１０月７日に本店所在地の村山市民会館において開催しました。タレントの島田洋七氏をお招きして「ばあちゃんと今の俺」をテーマにご講演いただきました。当日は約1,000名のお客様が来場され満足していただきました。

○融資を通じた取組み

地域の皆様へ資金を提供し、事業経営および生活の安定を図ることにより地域貢献を行っております。

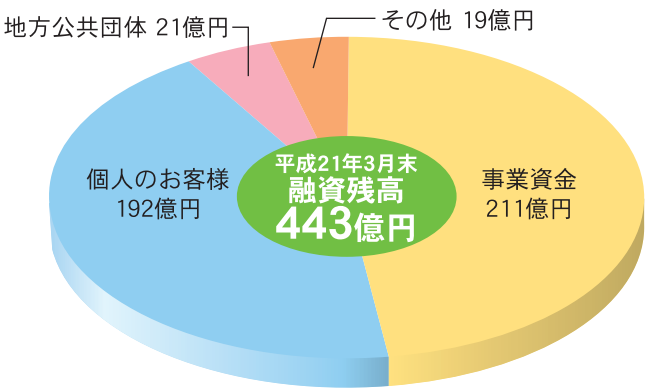

地域密着型金融の取組みについて

■経営改善支援等の取組状況

		期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先数 α	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を策定した先数 δ	経営改善支援取組み率 α/A	ランクアップ率 β/α	再生計画策定率 δ/α
正常先	①	850	3		3	2	0.3%		66.6%
要注意先 うちその他要注意先	②	193	12	1	11	12	6.2%	8.3%	100.0%
要注意先 うち要管理先	③	24	3	0	3	3	12.5%	0.0%	100.0%
破綻懸念先	④	69	2	0	2	2	2.9%	0,0%	100.0%
実質破綻先	⑤	102	4	0	2	3	3.9%	0.0%	75.0%
破綻先	⑥	40	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計（②～⑥の計）		428	21	1	18	20	4.9%	4.7%	95.2%
合計		1,278	24	1	21	22	1.8%	4.1%	91.6%

1．期初債務者数及び債務者区分は２０年４月当初の債務者数です。
2．債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
3．βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
なお、経営改善支援取組み先で、期中に完済した債務者はαに含めておりますがβには含めておりません。
4．期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めております。
5．期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しております。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。
・「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「ＲＣＣの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

■本部と営業店が一体となった経営支援の取組み

経営支援課では、営業店と一体となり融資先の支援活動を実施しております。

経営改善支援先については、経営改善計画策定による計画の明確化により、定期的に経営者とのモニタリングを行い、計画の進捗状況を把握しながら指導助言を進めました。その中で月次管理の重要性を認識していただき、計画策定の推進を図っております。

支援方法としては、各々の店舗主導による支援や本部担当部署協調による支援、再生支援協議会・企業振興公社活用による支援を行っています。また、経済産業省の地域力連携拠点にも参画し、地域事業者等への経営課題を解決するために積極的に支援を行い、加えて、支援活動スキル向上のため、研修・セミナー等を実施しております。

■事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金提供手法の徹底

○担保・保証に過度に依存しない融資等への取組みとして「事業応援ローン」の推進を行いました。

	平成20年度実行	
	件　数	金　額
事業応援ローン	186 件	1,064 百万円

■創業・新事業支援融資実績

	平成20年度実行	
	件　数	金　額
産業活性化資金	5 件	189 百万円
開業支援資金	2 件	53 百万円

（注）　創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。

■地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

○しんくみ地域力連携拠点事業

当組合では、平成20年度より経済産業省委託事業として地域力連携拠点事業を行っております。

しんくみ地域力連携拠点では、専門家派遣事業などお客様の課題解決のお手伝いをしております。今年度は、中小企業診断士を講師にお招きして、地元の事業者等を対象とした「ＩＴ経営入門セミナー」を10月と1月の2回実施しております。

ＩＴ経営入門セミナー

主な融資商品のご案内

個人ローン商品	ご利用目的など	ご融資金額	ご返済期間
住宅ローン	住宅の新築･増改築･住宅用地の購入や他金融機関の住宅ローンの借換等 がん保障･三大疾病特約･介護保障付住宅ローンも取扱っております	6,000万円以内	35年以内
リフォームローン	住宅の増改築や他金融機関のリフォーム資金に関する借換等にご利用いただけます	1,000万円以内	15年以内
バリアフリーローン	介護･加齢対策のための増改築費用等、介護機器等の購入･設置費用、介護施設入居費用等、福祉車両購入費用等にご利用いただけます	500万円以内	10年以内
県住宅リフォーム資金	県内業者による木造在来工法による住宅リフォーム関連資金（アスベスト･浄化槽等も可）にご利用いただけます	500万円以内	10年以内
カーライフローン	車両購入資金（二輪含む）･車両の修理、車検費用及び用品購入資金等･運転免許取得資金･ローン借換資金･自動車関連資金などにご利用いただけます	500万円以内	8年以内
農機具ローン	農機具購入等にご利用いただけます	500万円以内	7年以内
奨学ローン	入学金･受験費用や在学中の諸費用にご利用いただけます	500万円以内	10年以内
フリーローン	資金使途は自由です。主婦･パート･アルバイトの方は30万円までのご利用になります	300万円以内	7年以内
フリーローンミドル	資金使途は自由です。主婦･パート･アルバイトの方は30万円までのご利用になります	200万円以内	7年以内
小口フリーローン	資金使途は自由です。主婦･パート･アルバイトの方は30万円までのご利用になります	200万円以内	7年以内
スピードカードローン	貸越限度額10万円～90万円【10万円単位（但し、初回申込時は50万円以内となります）】	90万円以内	自動更新
カードローン	貸越限度額30･50･100万円　30･50万円の申込の方で既に取引のある方は所得証明書等を省略できます	100万円以内	自動更新
カードローンステップ	貸越限度額10万円～90万円（10万円単位）	100万円以内	自動更新

事業性ローン商品	ご利用目的など	ご融資金額	ご返済期間
緊急保証制度	山形県信用保証協会保証付融資一般保証と別枠です	普通保証200百万円 無担保保証80百万円	3年以内～10年以内
事業応援ローン	山形県信用保証協会保証付にて簡単な手続でご利用いただけます	3,000万円以内	7年以内
ご近所ローン	山形県信用保証協会保証付にて長期の返済をご希望の方にご利用いただけます	2,000万円以内	運転資金10年以内 設備資金20年以内
ビジネスパートナーズ	運転資金･設備資金にご利用いただけます	500万円以内	5年以内
サポート24	事業性資金にご利用いただけます	500万円以内	5年以内
事業者カードローン	必要な時に極度額の範囲までご利用いただけます	2,000万円以内	自動更新

詳しくは当組合本支店の窓口でおたずねください。

保険募集指針

当組合は、公正な保険募集を行うため、以下のとおり「保険募集指針」を定めております。

○当組合は、保険募集に際し、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
○当組合は、保険募集に際し、お客さまに対して、募集を行なう生命保険・損害保険契約の引受保険会社名を明示するとともに、保険契約の引受け、保険金等の支払いは、引受け保険会社であること、併せて、引受け保険会社が破たんした場合等に、当該保険契約に係るリスクの所在について説明をいたします。
○当組合は、保険募集に際し、お客さまの自主的な判断による選択が可能となるよう、当組合が取り扱う保険商品に関して、適切な情報を提供いたします。
○当組合は、法令上の特例措置に基づき、「当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等である当組合の組合員」「当組合から事業性資金の融資を受けている会社等に勤務されているお客さま」を保険契約者とする保険募集を行う場合、個人年金保険を除く生命保険商品については、保険契約者１名様あたりの通算の保険金その他の給付金の額は１,０００万円を限度としてお取扱いさせていただきます。
○当組合は、法令等に違反する保険募集または不適切な保険募集を行なった結果、お客さまに損害を与えた場合には、募集代理店としての販売責任を負います。
○　当組合は、保険募集に関するお客さまからの苦情・相談等の受付窓口を明示するとともに、ご契約いただいた保険契約に関し、ご契約内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情、ご相談への対応等契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
　なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
○当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。
　また、お客様から寄せられた苦情・相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

【お問い合わせ窓口】
保険契約に関する苦情・ご相談等は取扱営業店または下記までお問い合わせください。
北郡信用組合 総合企画課
電話番号：０２３７―５５―５５８５
受付時間：当組合営業日の午前９時～午後５時３０分

当組合の取扱い保険商品一覧

保険の種類		保険商品名	引受保険会社
損害保険商品	住宅ローン関連の長期火災保険	しんくみ「安心マイホーム」	(幹事)共栄火災海上保険㈱ (引受)日本興亜損害保険㈱ ㈱損害保険ジャパン
	債務返済支援保険	しんくみ「安心サポート」	(幹事)共栄火災海上保険㈱ (引受)㈱損害保険ジャパン
	年金払積立傷害保険	しんくみ「安心ステージ」	共栄火災海上保険㈱
生命保険商品	個人年金保険	ゆとりあっぷモア	あいおい生命保険㈱
	一時払い終身保険	フコクしんらい終身保険	フコクしんらい生命保険㈱

詳しくは取扱店の窓口までお問い合わせください。所定の資格を持つ募集人がご説明させていただきます。

キャッシュカードの安全対策について

■ＡＴＭご利用に関して

〇1日当りの出金および振込限度額

出金限度額	1日当り100万円（なお、1回当り紙幣枚数50枚まで）
振込限度額	1日当り100万円（1回当り100万円） （注）ただし、当組合のＡＴＭでは現金でのお振込みはできません。

〇お客様からの申し出により、口座単位でのＡＴＭ出金限度額の設定ができます。詳しくは窓口にお申し出下さい。

〇お客様ご自身で、ATMにより暗証番号の変更ができます。

〇当組合では、管理者及び一定の職員でカード発行処理を行い、発行依頼書はカード発行後速やかに管理者立会いのもとシュレッダー処理しており、暗証番号は一切管理しておりません。

■偽造･盗難カード等による被害にあわないためのご注意

・第三者に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したりしないでください。
・暗証番号は、生年月日、自宅の住所･地番･電話番号等の他人に推測されやすい番号以外をお勧めします。
・当組合の職員や警察官がＡＴＭコーナーや電話等で暗証番号を確認することはありません。ご不審な場合は、お取引店にご照会ください。
・キャッシュカードを自動車内等の他人の目につきやすいところに放置しないでください。

■カード紛失･盗難時の緊急連絡先

万が一、カードが紛失や盗難にあった時は下記の緊急連絡先までご連絡ください。また、カードが盗難･偽造に遭われた際には、必ず最寄の警察にも届出てください。

受　付	受付時間帯	連絡TEL	連絡先
平　日	9:00～17:00	当組合の各営業店（店舗一覧をご覧ください）	
	17:00～翌朝9:00	047-498-0151	しんくみATMセンター
土・日・祝日	24時間		

利益相反管理態勢

■利益相反管理方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下、「法令等」といいます。）を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品･サービス（以下、「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとされる方（以下、「お客様」といいます。）の正当な利益の確保およびその利便性の向上を図り、お客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

当組合は地域社会の発展に貢献する金融機関として、以下のとおり当組合の利益相反管理方針をここに公表いたします。

1．利益相反の管理

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および本基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

2．利益相反管理の対象取引と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます。）として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
② ①の状況がお客様との間の契約上の義務に反すること

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括部により、適切な特定を行います。

3．利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものであり、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

（1）お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
（2）お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
（3）お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

4．利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署を設置し、利益相反管理に係る当組合全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、半期に２回以上実施することとしているコンプライアンス研修において研修･教育を実施し、組合内に周知･徹底するとともに、内部検査部門において検査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

（1）利益相反管理を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
（2）対象取引又はお客様との取引の条件又は方法の変更
（3）対象取引又はお客様との取引を中止する方法
（4）対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等（以下、法令等という。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性･機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載（又は、各営業店の窓口等に掲示（備付ける））することにより、公表します。

1．個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客さまの個人情報を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外では利用いたしません。

また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2．個人データの第三者提供

当組合は、上記利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

(1) 法令等により必要とされている場合
(2) お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

3．個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

4．個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。

5．個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏洩･滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

6．お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正･追加･削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止･消去）のご依頼があった場合（法等に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします。

なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

7．ご質問･相談･苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

総合企画課　TEL　0237-55-5585
FAX　0237-55-5594
ｅメール　kitashin@peach.ocn.ne.jp

当組合のあゆみ

■昭和27年10月７日／営業開始（初代理事長 伊豆倉精治）
■昭和32年６月１日／尾花沢出張所開設
同33年9月支店昇格
■昭和36年12月４日／東根支店開設
■昭和41年１月24日／谷地支店開設
■昭和42年11月１日／新庄連絡所設置
同43年5月支店昇格
■昭和45年８月１日／信用組合内国為替業務認可
■昭和55年７月21日／本店現在地に新築移転
■昭和56年１月４日／第2代理事長に松田好市就任
■昭和57年10月25日／天童支店開設
■昭和58年４月４日／住宅金融公庫代理店指定
■昭和60年５月７日／第3代理事長に菅井亨就任
■昭和61年８月11日／河西支店開設
■昭和62年10月12日／神町支店開設
■平成２年12月９日／サンデーバンキングスタート
■平成４年11月９日／大石田支店開設
■平成５年５月24日／東根温泉支店開設
■平成６年４月１日／日本銀行歳入復代理店指定
■平成８年２月19日／外国為替取次開始
■平成10年２月23日／共同オンラインスタート
■平成12年12月18日／インターネットバンキング
モバイルバンキングスタート
■平成14年９月21日／創立50周年記念式典
■平成16年５月31日／アイワイバンク（現セブン銀行）
ATM利用提携開始
■平成16年６月25日／第4代理事長に後藤義弘就任
■平成19年３月19日／河西支店新築開店
■平成19年５月７日／第5次オンラインシステムスタート
■平成19年６月25日／第5代理事長に西塚一彦就任
■平成20年２月１日／研修所開設

主要な事業の内容

■預金業務
①預金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、財形貯蓄預金等を取扱っております。
②譲渡性預金
譲渡可能な定期預金を取扱っております。

■貸出業務
①貸付
手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っております。
②手形の割引
銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取扱っております。

■有価証券投資業務
預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

■内国為替業務
送金為替、当座振込および代金取立等を行っております。

■外国為替業務
全国信用協同組合連合会の取次業務として両替業務を行っております。

■附帯業務
①債務の保証業務
②有価証券の貸付業務
③国債等の引き受け業務
④代理業務
・全国信用協同組合連合会、（株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理貸付業務
・日本銀行の歳入復代理店業務
・地方公共団体の公金取扱業務
・株式払込金の受け入れ代理業務および株式配当金の支払代理業務
・保護預りおよび貸金庫業務
・保険業法により行う保険の締結又は媒介
・個人向け国債の窓口販売

トピックス

■ピーターパンカード寄付金で優勝旗贈呈

山形県信用組合協会が、ピーターパンカード寄付金で購入した優勝旗を「山形県立村山特別支援学校楯岡高」に贈呈いたしました。５月２８日の贈呈式には、当組合の西塚理事長が施設を訪問し、大場校長に優勝旗を手渡しました。

■尾花沢支店開設50周年キャンペーン

尾花沢支店では開設50周年を記念して、10月15日～11月14日の1ヶ月に亘ってキャンペーンを開催いたしました。

■新庄支店開設40周年イベント大盛況

新庄支店では開設40周年を記念して、10月1日～10月31日の1ヶ月に亘ってキャンペーンを開催いたしました。
また、日頃のご愛顧に対し感謝の気持を込めて10月15日・10月16日の２日間ご来店感謝イベントを開催いたしました。

資料編

CONTENTS

■代表理事による適正性・有効性の確認 …… 12
■法定監査の状況 …… 12
■経理・経営内容 …… 13
■資金運用・資金調達 …… 18
■その他業務 …… 21
■経営の健全状況 …… 22
■自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の概要 …… 23
■手数料一覧 …… 28

代表理事による適正性・有効性の確認

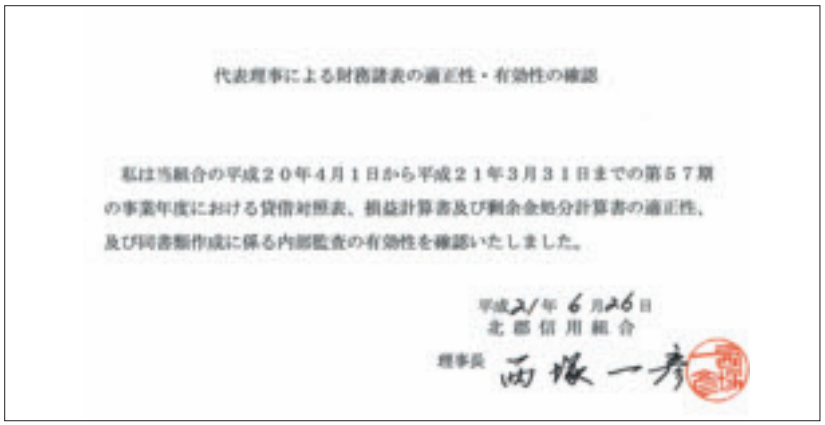

代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は当組合の平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第５７期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成21年6月26日
北郡信用組合
理事長 西塚一秀

決算期に係るディスクロージャー誌に、代表理事が直近の事業年度における財務諸表の適正性および財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認している旨を記載することになっております。

法定監査の状況

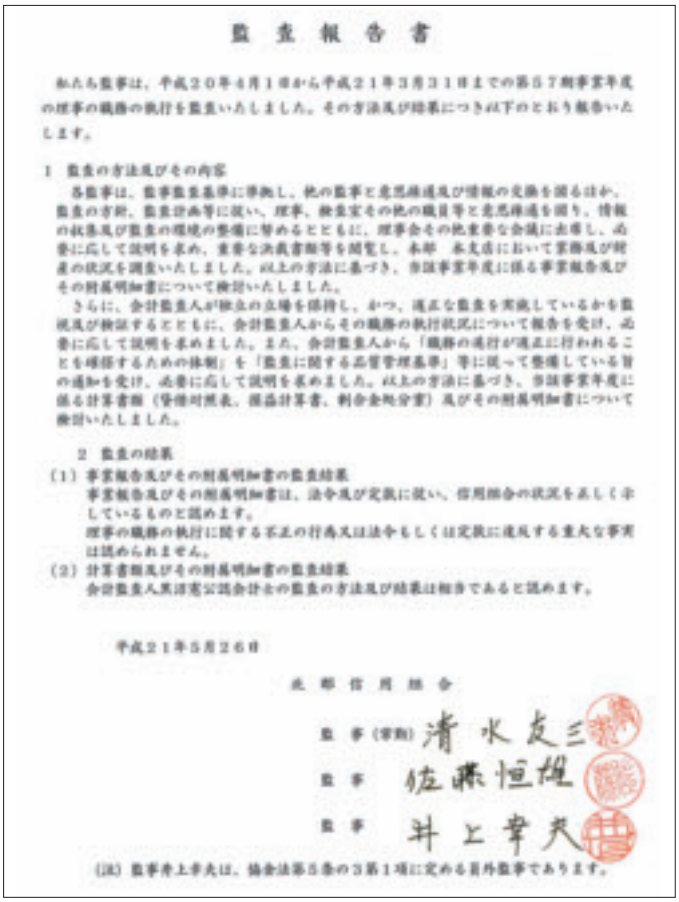

監　査　報　告　書

私たち監事は、平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第５７期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容
各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、使用人その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部　各支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

２　監査の結果
（１）事業報告及びその附属明細書の監査結果
事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用組合の状況を正しく示しているものと認めます。
理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人黒沼憲公認会計士の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成２１年５月２６日

北郡信用組合
監事（常勤）清水友三
監事　佐藤恒雄
監事　井上幸夫

（注）監事井上幸夫は、協金法第５条の３第１項に定める員外監事であります。

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である黒沼憲公認会計士の監査のほか監事監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月22日

北郡信用組合
理事会　御中

公認会計士黒沼憲事務所
公認会計士 黒沼 憲

私は、協同組合による金融事業に関する法律第５条の８第３項の規定に基づき、北郡信用組合の平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第５７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案及びその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、私の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。
私は、他の国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がない中どうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。
私は、上記の計算書類及びその附属明細書が、他の国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

組合と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

経理・経営内容

貸借対照表

（単位：千円）

科目	平成19年度	平成20年度
（資産の部）		
現金	1,027,889	1,142,089
預け金	31,509,347	33,196,983
有価証券	9,268,273	8,210,049
国債	3,122,980	2,921,260
地方債	1,118,522	810,960
社債	2,527,192	2,191,059
株式	601,907	457,585
その他の証券	1,897,670	1,829,183
貸出金	43,662,125	44,395,874
割引手形	413,281	316,203
手形貸付	1,189,187	828,880
証書貸付	40,665,478	41,933,232
当座貸越	1,394,178	1,317,557
その他資産	856,420	961,702
未決済為替貸	2,334	2,446
全信組連出資金	234,900	320,400
商工中金出資金	40,000	—
未収収益	399,010	474,166
その他の資産	180,175	164,689
有形固定資産	835,751	794,166
建物	233,966	210,061
土地	539,145	539,145
その他の有形固定資産	62,640	44,959
無形固定資産	4,694	4,391
ソフトウェア	3,569	3,266
その他の無形固定資産	1,125	1,125
繰延税金資産	273,468	330,628
債務保証見返	91,589	67,864
貸倒引当金	△923,753	△561,817
（うち個別貸倒引当金）	（△834,398）	（△497,426）
合計	86,605,807	88,541,931

科目	平成19年度	平成20年度
（負債の部）		
預金積金	82,068,370	83,426,715
当座預金	169,228	231,502
普通預金	17,826,492	18,158,289
貯蓄預金	69,277	64,327
通知預金	16,000	16,000
定期預金	57,062,283	57,767,271
定期積金	6,686,424	6,999,685
その他の預金	238,665	189,639
借用金	—	550,000
当座借越	—	550,000
その他負債	228,938	237,296
未決済為替借	4,555	4,176
未払費用	140,620	149,278
給付補てん備金	5,367	9,701
未払法人税等	1,490	1,503
前受収益	18,449	16,721
払戻未済金	13,413	9,451
職員預り金	31,862	34,641
その他の負債	13,180	11,822
賞与引当金	40,651	35,965
退職給付引当金	100,238	188,929
役員退職慰労引当金	98,557	104,787
睡眠預金払戻損失引当金	2,190	1,463
偶発損失引当金	850	4,112
債務保証	91,589	67,864
負債の部合計	82,631,386	84,617,133
（純資産の部）		
出資金	877,295	882,126
普通出資金	877,295	882,126
利益剰余金	3,202,916	3,136,764
利益準備金	649,500	665,500
その他利益剰余金	2,553,416	2,471,264
特別積立金	2,400,000	2,400,000
（うち目的積立金）	（160,000）	（160,000）
当期未処分剰余金	153,416	71,264
組合員勘定合計	4,080,211	4,018,890
その他有価証券評価差額金	△105,790	△94,092
評価・換算差額等合計	△105,790	△94,092
純資産の部合計	3,974,421	3,924,798
合計	86,605,807	88,541,931

■貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

   なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

   建物　8年～50年　　その他　2年～20年
5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

   破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価格から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込み額を控除し、その残額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に、過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失率を乗じる方法により、個別債務者ごとに必要と認められる今後一定期間の予想損失額を見積もり、所定の算出基準による相当額並びに将来見込みに関する必要なその額に相当する額を引当てております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引当てております。

   全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

   なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,817,300千円であります。
7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、簡便法に基づき計算した退職給付債務及び年金資産の額に基づき、当期末において発生していると見込まれる額を計上しております。なお、当組合は複数事業主〔信用組合等〕により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度における年金資産は1,767,647千円となっております。
9. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
13. 貸出金のうち、破綻先債権額は537,743千円、延滞債権額は3,615,879千円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
14. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は13,774千円であります。

   なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
15. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,151,614千円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
16. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、5,319,010千円であります。

   なお、13から16に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。
17. 有形固定資産の減価償却累計額

   1,362,932千円
18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

   289,714千円
19. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、316,203千円であります。
20. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

   担保提供している資産　　預け金　2,000,000千円

   担保資産に対応する債務　　借用金　550,000千円

   上記のほか、為替保証金として預け金2,000,000千円、日本銀行歳入復代理店取引のために預け金17,000千円を担保として提供しております。
21. 出資1口当りの純資産額は444円92銭であります。
22. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

   (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

   (2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位:千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額	うち益	うち損
社　債	100,000	97,240	▲2,760	－	2,760
その他	1,600,000	1,409,233	▲190,767	－	190,767
合　計	1,700,000	1,506,473	▲193,527	－	193,527

（注）1．時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2．「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

   (3) その他有価証券で時価のあるもの

（単位:千円）

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株　式	460,413	415,501	▲44,912	1,980	46,892
債　券	5,893,470	5,823,279	▲70,191	49,416	119,608
（国　債）	（2,999,756）	（2,921,260）	（▲ 78,496）	（19,243）	（97,740）
（地方債）	（794,864）	（810,960）	（16,095）	（16,095）	（　—　）
（社　債）	（2,098,849）	（2,091,059）	（▲ 7,790）	（14,077）	（21,868）
その他	248,730	221,460	▲ 27,270	—	27,270
合　計	6,602,614	6,460,240	▲142,374	51,396	193,771

（注）1．貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2．「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3．その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額

とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額は、315,483千円（うち株式264,213千円、うち外国債券51,270千円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「時価の下落率が50%以上の場合、および30%以上の下落が決算日時点で6ヶ月以上継続し、過去6ヶ月間で一度も30%未満に縮小しなかった場合」とし「回復する可能性がある場合を除き減損処理の対象」としております。

なお、上記の評価差額に、その他業務費用にて損失処理したその他の評価差額5,890千円、繰延税金資産42,392千円を差し引いた額▲94,092千円が「その他有価証券評価差額金」であります。

23. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

24. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります.

売却価額	売却益	売却損
58千円	8千円	－千円

25. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内　容	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	42,084千円
その他の証券	7,723千円

26. 保有目的を変更した有価証券は次のとおりであります。

当事業年度中に満期保有目的の債券額面100百万円の保有目的を、信用リスクが高くなったこと等により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更により51,270千円減損処理を行っております

27. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的債券の期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

（単位:千円）

	1年以内	1年超～5年以内	5年超～10年以内	10年超
債　券	900,000	1,600,000	3,495,000	－
（国　債）	（200,000）	（600,000）	（2,200,000）	（　－　）
（地方債）	（　－　）	（300,000）	（495,000）	（　－　）
（社　債）	（700,000）	（700,000）	（800,000）	（　－　）
その他	－	500,000	100,000	1,300,000
合　計	900,000	2,100,000	3,595,000	1,300,000

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,543,808千円であります。これらは、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	809,693千円
減価償却費	46,582千円
減損損失	12,248千円
賞与引当金	11,170千円
役員退職慰労引当金	32,547千円
退職給付引当金	58,681千円
税務上の繰越欠損金	64,654千円
その他有価証券評価差額金	42,392千円
その他	37,038千円
繰延税金資産小計	1,115,009千円
評価性引当額	△784,381千円
繰延税金資産の純額	330,628千円

30. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を適用しております。

なお信用組合においては、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」（平成5年3月3日大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

日本一の規模を誇る東沢バラ公園（村山市）

山形県特産品サクランボ（東根市）

損益計算書

（単位：千円）

科目	平成19年度	平成20年度
経常収益	2,033,812	1,913,647
資金運用収益	1,813,721	1,841,766
貸出金利息	1,372,251	1,338,814
預け金利息	286,674	369,519
有価証券利息配当金	139,522	117,571
その他の受入利息	15,273	15,860
役務取引等収益	60,325	63,237
受入為替手数料	22,366	21,422
その他の役務収益	37,958	41,815
その他業務収益	3,317	6,279
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	2,196	—
金融派生商品収益	—	1,150
その他の業務収益	1,121	5,129
その他経常収益	156,449	2,364
株式等売却益	145,733	8
その他の経常収益	10,715	2,355
経常費用	2,593,015	2,019,668
資金調達費用	222,965	248,905
預金利息	218,065	240,419
給付補てん備金繰入額	4,623	8,286
借用金利息	79	21
その他の支払利息	196	177
役務取引等費用	161,980	159,947
支払為替手数料	6,944	7,085
その他の役務費用	155,036	152,861
その他業務費用	7,348	53,040
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	51,270
金融派生商品費用	5,660	—
その他の業務費用	1,688	1,770
経費	1,149,018	1,200,040
人件費	779,276	827,375
物件費	352,529	355,510
税金	17,212	17,154
その他経常費用	1,051,702	357,733
貸倒引当金繰入額	798,917	72,476
貸出金償却	169,170	9,578
株式等償却	65,385	264,213
その他の経常費用	18,229	11,465
経常利益	△559,202	△106,020

科目	平成19年度	平成20年度
特別利益	466	5,552
固定資産処分益	—	—
償却債権取立益	466	5,552
特別損失	67,565	394
固定資産処分損	511	394
減損損失	39,435	—
その他の特別損失	27,619	—
税引前当期純利益	△626,302	△100,861
法人税・住民税及び事業税	2,953	1,503
法人税等調整額	110,884	△62,430
当期純利益	△740,139	△39,934
前期繰越金	153,555	111,199
経営基盤強化積立金取崩額	740,000	—
当期未処分剰余金	153,416	71,264

（注）
1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2．出資1口当りの当期純損失　4円52銭

剰余金処分計算書

（単位：千円）

科目	平成19年度	平成20年度
当期未処分剰余金	153,416	71,264
剰余金処分額	42,216	24,690
利益準備金	16,000	7,200
普通出資に対する配当金	26,216	17,490
	（年3％の割合）	（年2％の割合）
役員賞与金	—	—
特別積立金	—	—
退職給与積立金	—	—
次期繰越金	111,199	46,574

尾花沢スイカ（尾花沢市）

粗利益

（単位：千円）

科目	平成19年度	平成20年度
資金運用収益	1,813,721	1,841,766
資金調達費用	222,965	248,905
資金運用収支	1,590,756	1,592,861
役務取引等収益	60,325	63,237
役務取引等費用	161,980	159,947
役務取引等収支	△101,655	△96,710
その他業務収益	3,317	6,279
その他業務費用	7,348	53,040
その他業務収支	△4,031	△46,761
業務粗利益	1,485,069	1,449,389
業務粗利益率	1.68％	1.67％

（注）業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定計平均残高×100

役務取引の状況

（単位：千円）

科目	平成19年度	平成20年度
役務取引等収益	60,325	63,237
受入為替手数料	22,366	21,422
その他の受入手数料	32,718	24,372
その他の役務取引等収益	5,239	17,442
役務取引等費用	161,980	159,947
支払為替手数料	6,944	7,085
その他の支払手数料	109,760	101,155
その他の役務取引等費用	45,275	51,706

経費の内訳

（単位：千円）

科目	平成19年度	平成20年度
人件費	779,276	827,375
報酬給料手当	594,208	599,733
退職給付費用	119,192	160,606
その他	65,875	67,035
物件費	352,529	355,510
事務費	126,450	131,737
固定資産費	60,643	61,278
事業費	36,634	34,017
人事厚生費	5,414	8,554
有形固定資産償却	56,690	51,511
無形固定資産償却	783	1,123
その他	65,912	67,288
税金	17,212	17,154
経費合計	1,149,018	1,200,040

受取利息および支払利息の増減

（単位：千円）

項目	平成19年度	平成20年度
受取利息の増減	103,756	28,045
支払利息の増減	140,189	25,940

業務純益

（単位：千円）

科目	平成19年度	平成20年度
業務純益	368,905	274,312

総資金利鞘等

（単位：％）

区分	平成19年度	平成20年度
資金運用利回(a)	2.06	2.12
資金調達原価率(b)	1.65	1.72
資金利鞘(a−b)	0.41	0.40

総資産利益率

（単位：％）

項目	平成19年度	平成20年度
総資産経常利益率	△0.63	△0.11
総資産当期純利益率	△0.83	△0.04

（注）総資産経常（当期純）利益率＝経常（当期純）利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

預貸率および預証率

（単位：％）

区分		平成19年度	平成20年度
預貸率	（期末）	53.20	53.21
	（期中平均）	55.83	51.58
預証率	（期末）	11.29	9.84
	（期中平均）	11.61	10.86

その他業務収益の内訳

（単位：千円）

科目	平成19年度	平成20年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	2,196	—
金融派生商品収益	—	1,150
その他の業務収益	1,121	5,129
その他業務収益合計	3,317	6,279

天童支店窓口風景

資金運用・資金調達

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

（単位：千円、％）

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	平成19年度	87,983,598 千円	1,813,721 千円	2.06 %
	平成20年度	86,703,884	1,841,766	2.12
うち貸出金	平成19年度	46,157,509	1,372,251	2.97
	平成20年度	43,286,270	1,338,814	3.09
うち預け金	平成19年度	31,947,631	286,674	0.89
	平成20年度	34,034,550	369,519	1.08
うち金融機関貸付等	平成19年度	—	—	—
	平成20年度	—	—	—
うち有価証券	平成19年度	9,603,557	139,522	1.45
	平成20年度	9,117,801	117,571	1.28
資金調達勘定	平成19年度	82,719,107	222,965	0.26
	平成20年度	83,948,124	248,905	0.29
うち預金積金	平成19年度	82,668,790	222,689	0.26
	平成20年度	83,907,871	248,705	0.29
うち譲渡性預金	平成19年度	—	—	—
	平成20年度	—	—	—
うち借用金	平成19年度	10,409	79	0.76
	平成20年度	3,972	21	0.54

預金種目別平均残高

（単位：千円、％）

種目	平成19年度		平成20年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	19,056,063	23.1	19,067,455	22.7
定期性預金	63,612,727	76.9	64,840,416	77.3
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合計	82,668,790	100.0	83,907,871	100.0

預金者別預金残高

（単位：千円、％）

区分	平成19年度末		平成20年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	77,896,729	94.9	78,734,972	94.4
法人	4,171,640	5.1	4,691,742	5.6
一般法人	3,582,723	4.4	4,238,521	5.1
金融機関	103,188	0.1	81,272	0.1
公金	485,729	0.6	371,949	0.4
合計	82,068,370	100.0	83,426,715	100.0

定期預金種類別残高

（単位：千円）

項目	平成19年度末	平成20年度末
固定金利定期預金	56,569,912	57,306,625
変動金利定期預金	20,335	20,325
積立定期預金	17,415	15,102
期日指定定期預金	454,620	425,218
合計	57,062,283	57,767,271

1店舗当りの預金および貸出金残高

（単位：千円）

区分	平成19年度末	平成20年度末
1店舗当りの預金残高	8,206,837	8,342,671
1店舗当りの貸出金残高	4,366,212	4,439,587

財形貯蓄残高

（単位：千円）

項目	平成19年度末	平成20年度末
財形貯蓄残高	131,450	129,356

役職員1人当りの預金および貸出金残高

（単位：千円）

区分	平成19年度末	平成20年度末
役職員1人当りの預金残高	612,450	579,352
役職員1人当りの貸出金残高	325,836	308,304

貸出金業種別残高・構成比

（単位：千円、%）

業種別	平成19年度末		平成20年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,884,845	4.3	2,133,341	4.8
農業	809,248	1.9	768,098	1.7
林業	16,848	0.0	18,111	0.0
漁業	—	—	—	—
鉱業	—	—	30,000	0.1
建設業	2,540,852	5.8	2,636,239	5.9
電気・ガス・熱供給・水道業	5,810	0.0	5,161	0.0
情報通信業	—	—	—	—
運輸業	225,171	0.5	416,141	0.9
卸売・小売業	2,607,563	6.0	2,904,168	6.5
金融・保険業	1,574,186	3.6	1,903,620	4.3
不動産業	3,225,839	7.4	3,039,150	6.8
各種サービス	9,657,899	22.1	9,104,856	20.5
その他の産業	82,264	0.2	73,237	0.2
小計	22,630,529	51.8	23,032,128	51.9
地方公共団体	1,441,566	3.3	2,134,837	4.8
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	19,590,030	44.9	19,228,908	43.3
合計	43,662,125	100.0	44,395,874	100.0

貸出金担保別残高

（単位：千円、%）

区分	平成19年度末		平成20年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	673,802	1.6	671,179	1.5
有価証券	7,441	0.0	—	—
動産	10,000	0.0	9,982	0.0
不動産	18,642,187	42.7	17,526,100	39.5
その他	—	—	—	—
小計	19,333,430	44.3	18,207,262	41.0
信用保証協会・信用保険	18,083,642	41.4	19,763,250	44.5
保証	2,403,819	5.5	2,036,877	4.6
信用	3,841,233	8.8	4,388,484	9.9
合計	43,662,125	100.0	44,395,874	100.0

貸出金種類別平均残高

（単位：千円、%）

科目	平成19年度末		平成20年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	354,905	0.8	399,865	0.9
手形貸付	1,253,930	2.7	1,164,652	2.7
証書貸付	43,142,710	93.5	40,365,854	93.3
当座貸越	1,405,962	3.0	1,355,897	3.1
合計	46,157,509	100.0	43,286,270	100.0

貸出金使途別残高

（単位：千円、%）

区分	平成19年度末		平成20年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	13,253,265	30.4	14,534,963	32.7
設備資金	30,408,860	69.6	29,860,910	67.3
合計	43,662,125	100.0	44,395,874	100.0

貸出金金利区分別残高

（単位：千円）

項目	平成19年度末	平成20年度末
固定金利	13,653,730	12,515,583
変動金利	30,008,395	31,880,291
合計	43,662,125	44,395,874

債務保証見返担保別残高

（単位：千円、％）

科目	平成19年度末		平成20年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
不動産	46,749	51.0	34,408	50.7
保証	17,020	18.6	13,454	19.8
信用	27,820	30.4	20,002	29.5
合計	91,589	100.0	67,864	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

（単位：千円、％）

区分	平成19年度末		平成20年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	2,338,401	16.2	2,397,035	16.6
住宅ローン	12,058,326	83.8	12,060,981	83.4
合計	14,396,727	100.0	14,458,016	100.0

有価証券の種類別平均残高

（単位：千円、％）

区分	平成19年度		平成20年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	3,243,147	33.8	3,194,552	35.0
地方債	1,094,908	11.4	988,065	10.8
社債	2,509,051	26.1	2,280,277	25.0
株式	759,466	7.9	745,829	8.2
その他の証券	1,996,982	20.8	1,909,077	21.0
合計	9,603,557	100.0	9,117,801	100.0

当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

（単位：千円）

項目		取得価格または契約価格	時価	評価損益
有価証券	平成19年度末	9,429,985	9,131,438	△298,546
	平成20年度末	8,354,699	8,016,522	△338,177

（注）1．「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会；平成１１年１月２２日）に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。
2．「金銭の信託」、「デリバティブ等商品」については、取扱いがなく表示しておりません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

（単位：百万円）

	平成19年度末						平成20年度末					
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	種類別合計	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	種類別合計
国債	200	600	2,400	—	—	3,200	200	600	2,200	—	—	3,000
地方債	300	300	495	—	—	1,095	—	300	495	—	—	795
社債	400	1,100	1,000	—	—	2,500	700	700	800	—	—	2,200
株式	—	—	—	—	601	601	—	—	—	—	457	457
外国証券	—	500	100	1,300	—	1,900	—	500	100	1,300	—	1,900
その他の証券	—	—	10	—	—	10	—	—	10	—	—	10
合計	900	2,500	4,005	1,300	601	9,306	900	2,100	3,605	1,300	457	8,362

（注）債券は額面で表示しております。

その他業務

内国為替取扱実績

（単位：百万円）

区分		平成19年度		平成20年度	
		件数	金額	件数	金額
送金振込	他の金融機関向け	30,985	20,921	29,514	21,979
	他の金融機関から	47,296	15,563	49,149	16,205
代金取立	他の金融機関向け	838	412	811	304
	他の金融機関から	958	2,998	842	3,330

代理貸付残高の内訳

（単位：千円）

区分	平成19年度末	平成20年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
㈱商工組合中央金庫	4,560	2,076
㈱日本政策金融公庫（中小企業事業）	61,630	48,730
㈱日本政策金融公庫（国民生活事業）	126,511	93,971
独立行政法人住宅金融支援機構	1,350,488	1,139,671
独立行政法人福祉医療機構	2,464	2,417
独立行政法人雇用・能力開発機構	—	—
その他	—	—
合計	1,545,654	1,286,866

（注）1. 住宅金融公庫は平成19年4月1日より独立行政法人住宅金融支援機構に継承されています。
2. 商工組合中央金庫は平成20年10月1日より（株）商工組合中央金庫に継承されています。
3. 中小企業金融公庫は平成20年10月1日より（株）日本政策金融公庫（中小企業事業）に継承されています。
4. 国民生活金融公庫は平成20年10月1日より（株）日本政策金融公庫（国民生活事業）に継承されています。

公共債窓販実績

（単位：百万円）

	平成19年度	平成20年度
公共債（個人向け国債）	266	130
合計	266	130

■公共債引受額
該当する事項はありません。

■外国為替取扱実績
該当する事項はありません。

■外貨建資産残高
該当する事項はありません。

経営の健全状況

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

（単位：百万円、％）

区　分	年度	残　高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(％) (B)＋(C)／(A)
破綻先債権	平成19年度	581	479	101	100.00
	平成20年度	537	441	96	100.00
延滞債権	平成19年度	4,231	3,361	729	96.70
	平成20年度	3,615	3,151	399	98.21
３ヶ月以上延滞債権	平成19年度	25	24	0	100.00
	平成20年度	13	13	0	98.41
貸出条件緩和債権	平成19年度	1,554	1,177	41	78.41
	平成20年度	1,151	884	16	78.24
合計	平成19年度	6,391	5,043	873	92.57
	平成20年度	5,319	4,490	513	94.07

（注）１．「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令第９６条第１項第３号のイ．会社更生法等の規定による更生手続開始の申し立てがあった債務者、ロ．民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ．破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ．商法の規定による整理開始または特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ．手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
２．「延滞債権」とは、上記１．及び債務者の経営再建または支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
３．「３ヶ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から３ヶ月以上延滞している貸出金（上記１．及び２．を除く）です。
４．「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記１．～３．を除く）です。
５．「担保・保証額（Ｂ）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
６．「貸倒引当金（Ｃ）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

（単位：百万円、％）

区　分	年度	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)＋(C)	保全率 (D)／(A)	貸倒引当金引当率 (C)／(A)－(B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成19年度	2,884	2,426	457	2,884	100.00	100.00
	平成20年度	2,693	2,259	433	2,693	100.00	100.00
危険債権	平成19年度	1,944	1,430	374	1,804	92.83	72.85
	平成20年度	1,475	1,348	62	1,410	95.61	49.07
要管理債権	平成19年度	1,579	1,201	41	1,243	78.75	11.08
	平成20年度	1,165	897	17	914	78.48	6.37
不良債権計	平成19年度	6,407	5,059	873	5,933	92.58	64.78
	平成20年度	5,334	4,505	513	5,018	94.08	61.93
正常債権	平成19年度	37,414					
	平成20年度	39,196					
合計	平成19年度	43,822					
	平成20年度	44,530					

（注）１．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
２．「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
３・「要管理債権」とは、「３ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
４．「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
５．「担保・保証等（Ｂ）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
６．「貸倒引当金（Ｃ）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

貸出金償却額

（単位：千円）

項　目	平成19年度	平成20年度
貸出金償却額	169,170	9,578

貸倒引当金の内訳

（単位：千円）

区　分	平成19年度末		平成20年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	89,355	△32,855	64,391	△24,964
個別貸倒引当金	834,398	△1,696,045	497,426	△336,972
貸倒引当金合計	923,753	△1,728,900	561,817	△361,936

（注）当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当金勘定」に係る引当は行っておりません。

自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の概要

自己資本の充実の状況について［定性的開示事項］

1．自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様による出資金（普通出資）にて調達しております。

2．自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3．信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクを言います。当組合では、与信業務の基本的な理念や手続等を明示し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

一連の信用リスク管理の状況については、常勤役員及び審査管理部門による審査会やＡＬＭ委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会及び常務会といった経営陣に対する報告態勢をとっております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の４つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

㈱日本格付投資情報センター
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
㈱日本格付研究所
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービシズ

4．信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただき適切な取扱いに努めております。

手続きについては、組合が定める規定や事務取扱要領等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合があります。

なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金が該当します。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

該当する事項はありません。

6．証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

該当する事項はありません。

7．オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクを言います。

当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、確実にリスクを認識し、評価してまいります。リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用し態勢を整備してまいります。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8．出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続きの概要

出資等については業務上の保有で、投資目的のものはありません。株式等エクスポージャーについては、当組合が定める「有価証券運用規程」に基づいて適正に運用・管理に努めています。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

9．金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測を行い、ＡＬＭ委員会で検討協議をするとともに、必要に応じて経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法　　ギャップ分析手法
・計測対象　　「資産運用･調達勘定」のうち金利感応度資産
・コア預金
　対　　象：流動性預金
　算定方法　①過去５年の最低残高
　　②過去５年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高
　　③現残高の５０％相当額
　　以上３つのうち最小の額を上限としています。
・金利ショック幅　　保有期間１年、最低５年の観測期間で計測される金利変動の１パーセンタイル値および９９パーセンタイル値
・リスクの計測頻度　　月次で算出しております。

（注）ギャップ分析手法とは、保有する資産･負債の満期を基準にして、満期が同一期間帯において資産･負債の額のギャップ（どちらがどれだけ上回っているか）を計測し、収支の変化を分析してリスクを把握する手法です。

1.自己資本の構成に関する事項

（単位：千円）

項目	平成19年度	平成20年度
（自己資本）		
出資金	877,295	882,126
非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	665,500	672,700
特別積立金	2,400,000	2,400,000
次期繰越金	111,199	46,574
その他	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損	105,790	—
営業権相当額	—	—
のれん相当額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基本的項目 （A）	3,948,204	4,001,400
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額	—	—
一般貸倒引当金	89,355	64,391
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務および期限付優先出資	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
補完的項目不算入額	—	—
補完的項目計 （B）	89,355	64,391
自己資本総額 （A）＋（B）＝（C）	4,037,559	4,065,791

項目	平成19年度	平成20年度
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	70,000	100,000
負債性資本調達手段及びこれに準じるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	70,000	100,000
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかる控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャーおよび信用補完機能を持つ劣後／0ストリップス（告示第223条を準用する場合を含む）	—	—
控除項目不算入額	—	—
控除項目計 （D）	70,000	100,000
自己資本額 （C）－（D）＝（E）	3,967,559	3,965,791
（リスク・アセット等）	—	—
資産（オン・バランス）項目	35,934,061	34,396,621
オフ・バランス取引項目	91,589	67,864
オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額	2,851,937	2,855,943
リスク・アセット等計 （F）	38,877,588	37,320,429
Tier１比率 （A）／（F）	10.15％	10.72％
自己資本比率 （E）／（F）	10.20％	10.62％

（注）「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に係る算式に基づき算出しております。

2.自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	平成19年度		平成20年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	36,025	1,441	34,464	1,378
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	36,025	1,441	34,464	1,378
（i）ソブリン向け	199	7	175	7
（ii）金融機関向け	6,866	274	7,206	288
（iii）法人等向け	8,571	342	7,449	297
（iv）中小企業等・個人向け	6,842	273	6,576	263
（v）抵当権付住宅ローン	3,750	150	3,922	156
（vi）不動産取得等事業向け	1,085	43	1,463	58
（vii）三月以上延滞等	1,527	61	1,239	49
（viii）上記以外	7,182	287	6,432	257
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	2,851	114	2,855	114
ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	38,877	1,555	37,320	1,492

（注）1．所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×４％
2．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3．「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4．「三月以上延滞等」とは、元本及び利息の支払いが約定支払日の翌日から三ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
5．オペレーショナル・リスクは、当組合では基礎的手法を採用しています。
〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近３年間の内、正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近３年間の内、粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6．単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×４％

3.信用リスクに関する事項

（1）信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
製造業	2,419	2,762	2,115	2,460	303	302	—	—	184	163
農業	1,130	1,047	1,130	1,047	—	—	—	—	2	1
林業	19	20	19	20	—	—	—	—	—	—
漁業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	30	—	30	—	—	—	—	—	—
建設業	3,437	3,552	3,437	3,552	—	—	—	—	61	51
電気・ガス・熱供給水道業	211	209	5	5	205	204	—	—	—	—
情報通信業	100	—	—	—	100	—	—	—	—	—
運輸業	556	638	254	437	301	200	—	—	—	—
卸売業・小売業	3,248	3,514	3,047	3,315	201	199	—	—	86	44
金融・保険業	4,198	4,439	1,606	1,931	2,592	2,507	—	—	—	—
不動産業	3,473	3,312	3,371	3,220	102	92	—	—	333	228
各種サービス	11,262	10,739	11,262	10,739	—	—	—	—	812	717
国・地方公共団体等	6,091	6,173	1,441	2,135	4,649	4,037	—	—	—	—
個人	16,052	15,566	16,052	15,566	—	—	—	—	556	428
その他	282	273	82	73	199	200	—	—	—	—
業種別合計	52,486	52,280	43,828	44,536	8,657	7,744	—	—	2,037	1,636
1年以下	31,116	29,968	30,216	29,068	900	900	—	—		
1年超3年以下	9,107	8,446	7,707	7,346	1,400	1,100	—	—		
3年超5年以下	4,464	4,686	3,364	3,686	1,100	1,000	—	—		
5年超7年以下	1,888	2,787	1,088	1,082	800	1,705	—	—		
7年超10年以下	3,890	3,519	695	1,619	3,195	1,900	—	—		
10年超	2,747	2,593	1,447	1,293	1,300	1,300	—	—		
期間の定めのないもの	1,611	730	1,611	730	—	—	—	—		
残存期間別合計	54,823	52,729	46,128	44,824	8,695	7,905	—	—		

（注）1．オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。当組合はデリバティブ取引に該当する取引はありません。
2「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3．上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4．貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引の業種別残高にはコミットメントは含まれておりません。また、残存期間別の残高については、貸出金の残高で表示しております。
5．債券の残存期間別の残高については、期末残高ではなく額面金額で表示しております。

※当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

（2）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区分	年度	期首残高	期中の増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成19年度	122	△32	89
	平成20年度	89	△24	64
個別貸倒引当金	平成19年度	2,530	△1,696	834
	平成20年度	834	△336	497
合計	**平成19年度**	2,652	△1,728	923
	平成20年度	923	△361	561

(3)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種区分	期首残高		期中の増減額		期末残高		貸出金償却	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
製造業	135	69	△66	△12	69	56	—	—
農業	0	0	0	0	0	0	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	108	33	△74	△4	33	29	—	—
電気・ガス熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	214	18	△196	20	18	39	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	54	72	17	50	72	122	—	—
各種サービス	1,438	441	△997	△328	441	113	—	—
国･地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	575	196	△378	△62	196	134	—	—
合計	2,527	831	△1,696	△335	831	496	169	9

(注) 貸出金償却の業種別表示はシステムの都合上省略しております。

(4)リスク･ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク･ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成19年度		平成20年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	5,931	—	5,636
10%	—	4,757	—	6,257
20%	499	3,768	399	3,719
35%	—	10,732	—	11,449
50%	798	788	787	576
75%	—	9,693	—	9,392
100%	300	15,207	199	13,872
150%	—	417	—	336
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	1,598	51,297	1,386	51,240

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法前のリスクウエイトに区分しています。

4.信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	655	745	162	650	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	208	206	96	650	—	—
④中小企業等・個人向け	446	456	66	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	—	8	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	—	13	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	—	8	—	—	—	—
⑧その他	—	51	—	—	—	—

(注) 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する事項はありません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

7.出資等エクスポージャーに関する事項

(1)出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式	平成19年度	—	—	724	599	△124	32	157
	平成20年度	—	—	460	415	△44	1	46
非上場株式等	平成19年度	—	—	286	285	—	—	—
	平成20年度	—	—	372	370	—	—	—
合計	平成19年度	—	—	1,010	884	△124	32	157
	平成20年度	—	—	832	785	△44	1	46

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の他、時価のない出資として2百万円があります。

(2)子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当する事項はありません。

(3)出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

		売却額			株式等償却
			売却益	売却損	
出資等エクスポージャー	平成19年度	393	145	—	65
	平成20年度	0	0	—	264

8.金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益･経済価値の増減額	1,013	1,229

(注) 金利ショックは、金融機関の保有する資産･負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショックを保有期間１年、観測期間最低５年で観測される金利変動の９９パーセンタイル値又は１パーセンタイル値として金利リスクを算出しております。

振り込め詐欺にご注意！

新聞・テレビ等で毎日のように報道されている「振り込め詐欺」ですが、いまだに後を絶ちません。
当組合においても振込手続きなどで不審に思ったときは「声掛け」するよう常に心掛けております。
「あやしいな」と思ったらすぐ最寄りの警察署にご相談ください。

◎被害を防ぐポイント（山形県警察のリーフレットより）

①自分から子供や孫などの名前を呼ばず、相手に名乗らせましょう。
②本人の勤務先や自宅・携帯電話に電話して事実を確認しましょう。
③示談金などの振込依頼を受けても、すぐに振り込まずに家族・知人などに相談しましょう。
④不審に思われたら、警察に相談しましょう。
■当組合では、振り込め詐欺未然防止のため、ATMコーナーでの携帯電話のご使用はご遠慮いただいております。

手数料一覧

■為替手数料

項　目	内　訳			組合員	一　般
振込手数料	当組合あて	同一店内	3万円未満	105円	105円
			3万円以上	105円	315円
		本支店あて	3万円未満	210円	210円
			3万円以上	210円	420円
	他金融機関あて	電信扱い	3万円未満	525円	525円
			3万円以上	525円	735円
		文書扱い	3万円未満	420円	420円
			3万円以上	420円	630円
	ATM振込の場合	当組合振込	3万円未満	105円	105円
			3万円以上	105円	店内210円／本支店315円
		他行振込	3万円未満	420円	420円
			3万円以上	420円	630円

(注)当組合のATMでの現金振込みはできません。

■取立手数料

区　分		料　金
当組合間	同一店内	無　料
	本支店間	210円
他金融機関	至急扱い	840円
	普通扱い	630円
同一市町内取立		無　料
振込・取立手形の組戻料・不渡手形返却料・取立手形店頭提示料		630円

■各種手数料

項　目	種　類		手数料	
各種証明書	残高証明書	継続発行	1通につき	315円
		継続発行以外	1業務につき	525円
		当組合制定帳票以外	1通につき	1,050円
	融資証明書		1通につき	3,150円
	利息証明書		1通につき	315円
	その他証明書		1通につき	315円
再発行手数料	通帳・証書再発行		1通につき	1,050円
	カード再発行		1件につき	1,050円
	出資証券再発行		1件につき	210円
その他手数料	カードローン取扱		1件につき	1,050円
	確定日付		1件につき	735円

■当座預金関連手数料

項　目		料　金
小切手帳	一冊（50枚）	630円
約束手形帳	一冊（50枚）	735円
マル専口座開設手数料	割賦販売通知書1枚	3,150円
マル専手形	1枚につき	525円
自己宛小切手発行		525円

■融資関連手数料

●不動産担保取扱手数料

区分	設定金額	手数料	備考
設定	1,000万円未満	10,500円	抵当権及び根抵当権
	1,000万円以上1億円未満	21,000円	
	1億円以上	31,500円	
条件変更	金額に関らず一律	10,500円	極度増・減額及び一部抹消
例外取扱	不動産担保の設定・抹消に係る書類の再発行等	5,250円	一　律

(注)住宅ローンは別に定める取扱い手数料となります。

●貸付条件変更等手数料

区　分		手数料
全額繰上げ償還の場合	融資後3年以内の場合	3,150円
	融資後3年超5年以内の場合	2,100円
	融資後5年超7年以内の場合	1,050円
	融資後7年超の場合	無　料
一部繰り上げ償還		3,150円
固定金利型から変動金利型への移行		3,150円
その他貸付条件（利率・約定日・期日・弁済方法）の変更		3,150円

■両替・精査手数料

項　目	手数料	
両　替	300枚まで	無　料
	301枚～500枚	210円
	501枚～1,000枚	315円
	1,001枚～	525円
精　査	300枚以上の硬貨による入金（硬貨1枚につき）	26銭

■ATM手数料

区　分	きたしんカード	他行カード	セブン銀行ATMご利用	
平　日	8:45～19:00	8:45～18:00	8:00～8:45	8:45～18:00
	無　料	105円	105円	無　料
	19:00～21:00	18:00～21:00	18:00～21:00	
	105円	210円	105円	
土曜日	9:00～17:00	9:00～14:00	9:00～14:00	
	無　料	105円	無　料	
	17:00～19:00	14:00～19:00	14:00～19:00	
	105円	210円	105円	
日曜日・祝日	9:00～19:00			
	105円	210円	105円	

(注) 1. 当組合はセブン銀行とATM提携をしております。　2. 一部、ATMの設置されていないセブン-イレブンもあります。

地区一覧

❶ 本店

❷ 尾花沢支店

❸ 東根支店

❹ 谷地支店

❺ 新庄支店

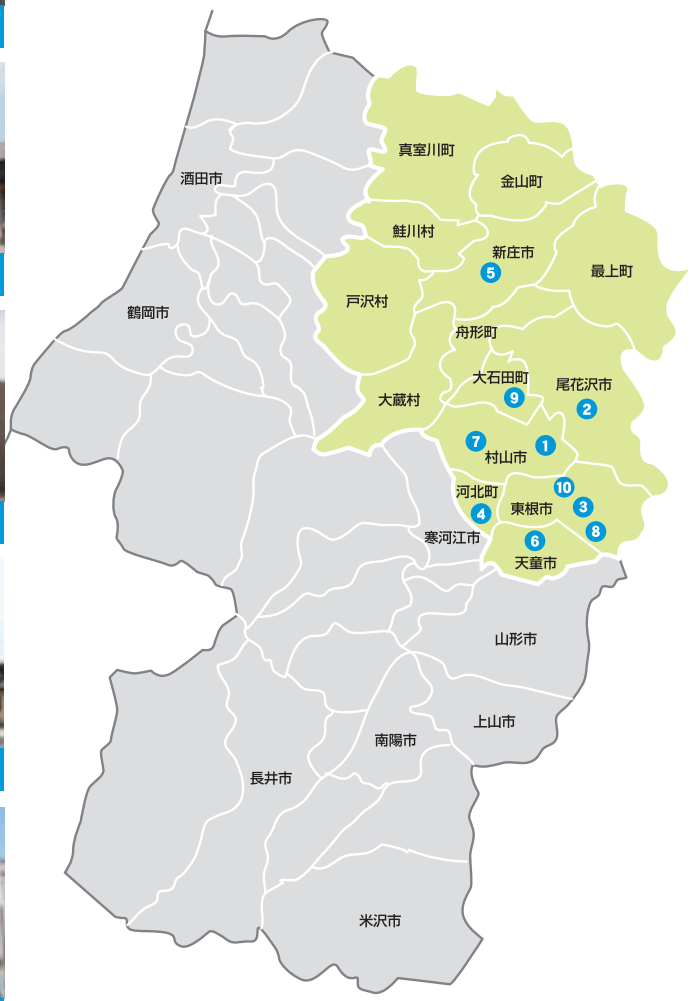

❻ 天童支店

❼ 河西支店

❽ 神町支店

❾ 大石田支店

❿ 東根温泉支店

平成21年3月31日現在

店舗一覧（事務所の名称・所在地）

店　名	住　所	電　話	ATM
❶ 本店	〒995－0016　村山市楯岡晦日町1番8号	0237－55－5581	2台
❷ 尾花沢支店	〒999－4227　尾花沢市中町2番56号	0237－22－1215	1台
❸ 東根支店	〒999－3718　東根市四ツ家一丁目8番20号	0237－42－0453	1台
❹ 谷地支店	〒999－3511　西村山郡河北町谷地甲162番地の1	0237－72－5155	1台
❺ 新庄支店	〒996－0071　新庄市小田島町5番49号	0233－22－2555	1台
❻ 天童支店	〒994－0002　天童市乱川二丁目4番6号	023－654－6111	1台
❼ 河西支店	〒995－0204　村山市大字稲下166番地	0237－56－3001	1台
❽ 神町支店	〒999－3763　東根市神町中央二丁目9番10号	0237－47－1151	1台
❾ 大石田支店	〒999－4112　北村山郡大石田町緑町9番地の2	0237－35－5150	1台
❿ 東根温泉支店	〒999－3702　東根市温泉町一丁目6番2号	0237－43－7700	1台

◆店外ATM店

店　名	住　所	ATM
本店　村山市役所出張所	〒995－0035　村山市中央一丁目3番5号	1台
天童支店　天童出張所	〒994－0034　天童市本町二丁目4番2号	1台

索　引

ディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律(協金法)第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。「※」印は協金法施行規則で規定されております法定開示項目、「◎」印は金融再生法に定められた法定開示項目です。

ごあいさつ 2

【概況・組織】
1. 事業方針 2
2. 事業の組織※ 4
3. 役員一覧※ 4
4. 店舗一覧※ 29
5. 自動機の設置状況 29
6. 地区一覧 29
7. 組合員数 4

【主要事業内容】
8. 主要な事業の内容※ 11

【業務に関する事項】
9. 事業の概況※ 2
10. 経常収益※ 3
11. 業務純益 17
12. 経常利益(損失)※ 3
13. 当期純利益(損失)※ 3
14. 出資総額、出資総口数※ 3
15. 純資産額※ 3
16. 総資産額※ 3
17. 預金積金残高※ 3
18. 貸出金残高※ 3
19. 有価証券残高※ 3
20. 単体自己資本比率※ 3
21. 出資配当金※ 3
22. 職員数※ 4

【主要業務に関する指標】
23. 業務粗利益及び業務粗利益率※ 17
24. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支※ 17
25. 資金利鞘※ 17
26. 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回り※ 18
27. 受取利息、支払利息の増減※ 17
28. 役務取引の状況 17
29. その他業務収益の内訳 17
30. 経費の内訳 17
31. 総資産経常利益率※ 17
32. 総資産当期純利益率※ 17

【預金に関する指標】
33. 預金種目別平均残高※ 18
34. 預金者別預金残高 18
35. 定期預金種類別残高※ 18
36. 財形貯蓄残高 18
37. 役職員一人当たり預金残高 18
38. 1店舗当たり預金残高 18

【貸出金等に関する指標】
39. 貸出金種類別平均残高※ 19
40. 貸出金金利区分別残高※ 20
41. 貸出金担保別残高※ 19
42. 債務保証見返担保別残高※ 20
43. 貸出金使途別残高※ 19
44. 貸出金業種別残高・構成比※ 19
45. 預貸率(期末・期中平均)※ 17
46. 消費者ローン・住宅ローン残高 20
47. 代理貸付残高の内訳 21
48. 役職員1人当たりの貸出金残高 18
49. 1店舗当たり貸出金残高 18

【有価証券に関する指標】
50. 有価証券の種類別平均残高※ 20
51. 有価証券の残存期間別残高※ 21
52. 預証率(期末・期中平均)※ 17

【経営管理態勢に関する事項】
53. リスク管理態勢※ 6
54. 法令等遵守態勢※ 6

【財産の状況】
55. 貸借対照表※ 13
56. 損益計算書※ 16
57. 剰余金処分(損失金処理)計算書※ 16
58. リスク管理債権及び同債権に対する保全額※ 22
59. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額◎ 22
60. 有価証券、金銭の信託等の状況※ 20
61. 貸倒引当金の内訳※ 22
62. 貸出金償却額※ 22
63. 代表理事による適正性・有効性について 12
64. 法定監査の状況※ 12

【バーゼルⅡに関する開示項目】
―**定性的開示事項**―
65. 自己資本調達手段の概要※ 23
66. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要※ 23
67. リスク管理の方針及び手続きの概要※ 23
68. リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称※ 23
69. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要※ 23
70. 証券化エクスポージャーに関する事項※ 23
71. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要※ 23
72. リスク管理の方針及び手続きの概要※ 23
73. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称※ 23
74. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続きの概要※ 23
75. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要 23
―**定量的開示事項**―
76. 自己資本の構成に関する事項※ 24
77. 自己資本の充実度に関する事項※ 24
78. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高※(業種別及び残存期間別) 25
79. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額※ 25
80. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等※ 26
81. リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等※ 26
82. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー※ 26
83. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 27
84. 証券化エクスポージャーに関する事項 27
85. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等※ 27
86. 子会社株式及び関連会社株式の賃借対照表計上額等※ 27
87. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額※ 27
88. 金利リスクに関する事項※ 27

【その他業務】
89. 内国為替取扱実績 21
90. 外国為替取扱実績 21
91. 公共債窓販実績 21
92. 公共債引受額 21
93. 外貨建資産残高 21
94. 手数料一覧 28

【その他】
95. 総代会等に関する情報開示 5
96. 金融商品に係わる勧誘方針 6
97. 地域に貢献する当組合の経営姿勢 7
98. 地域密着型金融の取組みについて 8
99. 主要な融資商品のご案内 9
100. 取扱い保険商品一覧 9
101. 保険募集指針 9
102. キャッシュカード安全対策 10
103. 利益相反管理態勢 10
104. 個人情報保護宣言 10
105. あゆみ・トピックス 11
106. 振り込め詐欺にご注意 27

発行　平成21年7月　北郡信用組合　総合企画部　総合企画課
〒995-0016　山形県村山市楯岡晦日町1番8号　TEL　0237-55-7333(代)

ふれあいの

〒995-0016 山形県村山市楯岡晦日町1番8号
TEL 0237-55-7333　FAX:0237-55-5594
U R L：http://kitagunshinkumi.jp
E-mail：kitashin@peach.ocn.ne.jp